

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例（平成27年1月8日京都市条例第38号）（総合企画局総合政策室）

京都市大学のまち交流センターに第5演習室を新たに設置することに伴い、使用料を定める必要があるため、次のとおり条例を改正することとしました。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年1月8日

京都市長 門川 大作

京都市条例第38号

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例

京都市大学のまち交流センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1 演習室, 第2 演習室, 第3 演習室及び第4 演習室の項中「及び第4 演習室」を「, 第4 演習室及び第5 演習室」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成27年4月1日から施行する。ただし, 次項の規定は, 公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他第5 演習室を供用するために必要な準備行為は, この条例の施行前においても行うことができる。

(総合企画局総合政策室)